

議 案 説 明 書

【 5 月 2 6 日開催分】

令和 7 年 6 月定例会

令和 7 年生駒市議会第 4 回(6 月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和 7 年 5 月 2 6 日 (月) 午後 1 時

2 場 所 第 1 会議室

3 説明議案等

報告第 2 号	市長専決処分の報告について（変更契約の締結について）
報告第 3 号	市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
報告第 4 号	市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
報告第 5 号	令和 6 年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書
報告第 6 号	令和 6 年度生駒市下水道事業会計予算繰越計算書
議案第 37 号	令和 7 年度生駒市一般会計補正予算（第 1 回）
議案第 38 号	令和 7 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）
議案第 39 号	令和 7 年度生駒市下水道事業会計補正予算（第 1 回）
議案第 40 号	生駒市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 41 号	生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 42 号	生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 43 号	生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 44 号	生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 45 号	市道路線の認定について
議案第 46 号	市道路線の廃止について

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	恵比須幹夫
成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし	山下一哉
加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子	芦谷真治
森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子			

5 説明のため出席した者

経営企画部長	井上博司	総務部長	小林弘幸	財務部長	鍬田明年
地域活力創生部長	川島健司	福祉部長	後藤治彦	子育て健康部長	吉村智恵
建設部長	米田尚起	都市整備部長	清水一彦	消防長	金田和彦
教育部長	松田 悟	生涯学習部長	坂谷 操		

報告第 2 号 市長専決処分の報告について（変更契約の締結について）

【建設部】

本件は、第 2 阪奈 1 号橋（第 1、2 径間一般部）予防保全補修工事において、令和 6 年 1 2 月議会にて、第 1 回変更契約の締結について議決されましたが、工事を進める過程において、追加で補修が必要な箇所が判明し、工事費が増額となったため、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 5 月に専決処分による変更契約を締結し、同条第 2 項の規定により、報告するものです。

報告第 3 号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

【地域活力創生部】

本件は、本市が設置した啓発看板によって、信号待ちの車両に損傷を与えたことについて、この度示談が成立したことから、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 5 月 2 0 日に専決処分を行い、同条第 2 項の規定により、報告するものです。

事象の概要としては、辻町地内の国道 1 6 8 号線の植樹帯において、本市が設置した犬のふんの後始末を啓発する看板が、支柱との接続が不十分であったために、風にあおられて飛び、信号待ちで停車していた車に接触し、損傷させたものです。

また、今回の損害賠償額については、車両の修理等に要する 5 0 万円で相手側と合意しており、この費用は、本市が加入している全国市有物件災害共済会の自動車損害共済から全額支払われるものです。

報告第 4 号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

【消防本部】

今回の専決処分は、本年 3 月 2 3 日午後 0 時 5 5 分ごろ、消防署北分署の消防ポンプ自動車が、白庭台 4 丁目地内の共同住宅敷地内で、物損事故を起こしたものです。

事故の概要としては、共同住宅管理組合の自衛消防訓練の指導に当たり、現地において消防ポンプ自動車を駐車するためバックした際、車両の後方上部がマンションのひさし部分に接触し、損傷させたものです。

損害賠償額については、損傷部分の現状を回復する費用として 6 8 万 2 0 0 0 円を支払うもので、本市が加入している全国市有物件災害共済会の自動車損害保険から支払われます。

本件について、令和 7 年 5 月 1 4 日に復旧工事が完了したことから、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 5 月 2 0 日付けで専決処分を行い、同条第 2 項の規定により報告するものです。

報告第5号 令和6年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書

【経営企画部】

まず、「款 総務費」「項 総務管理費」「事業名 企画事務費」については、道の駅整備検討に向けた調査業務に係る委託料について、繰越明許費440万円に対し、契約額である400万4000円を繰り越したものです。

続いて、「事業名 防災経費」については、内閣府の令和6年度補正予算において創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を活用し、災害発生初動期の避難所生活の質の向上と、衛生環境の維持を図るもので、具体的には、避難者用段ボールベッドやテント式パーティション、蓄電池等の購入とそれを保管するための防災倉庫の整備費として、繰越明許額と同額の6332万1000円を繰り越したものです。

【総務部】

まず、「款 総務費」「項 総務管理費」「事業名 庁舎管理費」で、オフィス改革実施設計等委託業務における執務スペースの改革と令和7年度に実施予定である窓口DXに係る設計業務について、業務効率や来庁者目線のトータルコーディネートと経費削減を図るため、本業務の契約期間を延長し、両業務を連携し一元化して実施するため、繰越明許費の設定は1471万円としていましたが、令和6年度中に部分払いを行ったため、残りの588万7200円を繰り越したものです。

続いて、「事業名 安全で住みよいまちづくり経費」で、犯罪の起きにくい地域環境づくりを推進するため、防犯カメラを設置する自治会を対象に、設置費用を補助する防犯カメラ設置事業補助金について、繰越明許額と同額の360万円を繰り越したものです。

続いて、「項 戸籍住民基本台帳費」「事業名 戸籍住民基本台帳事務費」で、戸籍法改正による戸籍の氏名への振り仮名記載に伴い、生駒市に本籍がある方へ振り仮名の確認通知書を作成・発送準備をする費用として、繰越明許額と同額の277万2000円を繰り越したものです。

続いて、「款 土木費」「項 土木管理費」「事業名 地域公共交通活性化事業」で、燃料価格の高騰を受け、事業運営に大きな影響を受けている公共交通事業者のうち、タクシー事業者に対し、今後も市民に必要な活動機会を確保するうえで、安定した運行の継続に資するための支援費用として、繰越明許額と同額の415万円を繰り越したものです。

【地域活力創生部】

「款 総務費」「項 総務管理費」「事業名 集会所新築等助成費」については、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した「地区集会所省エネ設備導入補助金」に係る費用として、繰越明許費と同額の1976万円を繰り越したものです。

次に、「款 衛生費」「項 保健衛生費」「事業名 環境基本計画推進事業」につ

いては、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した「省エネ家電等買い換え補助事業」に要する費用として、５９９５万２０００円全額を繰り越したものです。

次に、「項 清掃費」「事業名 清掃リレーセンター管理費」については、ごみの運搬に使用する「オープンコンテナの購入」に要する費用として、繰越明許費と同額の７０９万５０００円を繰り越したものです。

次に、「款 産業経済費」「項 農業費」「事業名 土地改良事業」については、全額県補助金を活用して、令和７年度に実施する「ため池豪雨耐性評価業務委託」に要する費用として、２９６万５０００円を繰り越したものです。

次に、「項 商工費」「事業名 商工業振興事業」については、「物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金」を活用した「人材確保等総合支援事業」に係る費用として、繰越明許費と同額の４８１５万１０００円を繰り越したものです。

次に、「事業名 テレワーク・インキュベーション事業」については、「アコールいこまもやい館外壁改修工事」に要する費用として３０２８万４０００円全額を繰り越したものです。

なお、工事は、６月上旬に完了する予定です。

次に、「款 災害復旧費」「項 農林業施設災害復旧費」「事業名 農地災害復旧事業」については、「農地法面の災害復旧工事」に要する費用として、８５８万円全額を繰り越したものです。

【福祉部】

まず、「款 民生費」「項 社会福祉費」の「低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業」において、税の確定が令和７年６月中旬になることから、３億８３１１万７０００円全額を繰り越しました。

また、「住民税非課税世帯に対する重点支援給付金及び子育て加算金給付事業」において、令和６年度から実施している、いわゆる「３万円給付」及び「子育て加算２万円給付」について、令和７年度給付分として、１億２１９５万３３７３円を繰り越しました。

また、「障がい者支援事業」において、障害福祉サービス事業者物価高騰対策事業の実施が令和７年度になることから、５００万円全額を繰り越しました。

また、「小瀬福祉ゾーン管理費」において、送水ポンプ制御盤部品修繕の部品納入に日数を要したため、１７０万５０００円を繰り越しました。

また、「介護保険事業」において、介護サービス事業所物価高騰対策事業の実施が令和７年度になることから、１８９７万６０００円全額を繰り越しました。

【子育て健康部】

衛生費、保健衛生費、「母子保健事業」について、子ども・子育て支援法の改正に基づき、令和７年度から、「出産・子育て応援給付金」が「妊婦のための支援給付」に変更となったことに伴うシステム改修委託料について、承認された額と同額の９４万６０００円を繰り越しました。

なお、併せて繰越の承認をされた「出産・子育て応援給付金」の給付費５９０万円については、令和６年度内に支給が完了したため、繰り越していません。

次に、同じく衛生費、保健衛生費、「病院事業」について、物価高騰の支援として、生駒市立病院の令和７年度の光熱費と食材料費として繰越明許費と同額の６６２万８０００円を繰り越しました。

【建設部】

「款 土木費」「項 道路橋梁及び河川費」の「道路橋梁維持補修費」については、緑ヶ丘西菜畑線支線４号他舗装補修工事並びに西村線法面補修工事において、合わせて４３６５万４４００円の繰越額としています。

なお、繰越明許費が当初４４６１万８０００円に対して減額となったのは、補助事業での事業間調整を図ったことによるものです。

次に、「橋梁予防保全事業」については、市内における道路橋定期点検業務、第２阪奈１号橋予防保全補修工事及び、中菜畑歩道橋補修工事において、合わせて１億８６１２万１９００円の繰越額としています。

なお、繰越明許費が当初２億２００９万４０００円に対して減額となったのは、第２阪奈１号橋予防保全補修工事において、令和６年度中に一部完了し支払いを行ったこと、及び補助事業での事業間調整を図ったことによるものです。

次に、「道路新設改良事業」については、谷田小明線道路改良事業に伴う物件移転等補償、生駒１号歩行者専用道エスカレーター更新工事（その２）、白天龍王線支線４号道路改良工事にかかる費用及び近鉄南生駒駅東西移動施設等詳細設計に要する費用として、合わせて１億２０５８万８６０円の繰越額としています。

なお、繰越明許費が当初１億５２５７万１０００円に対して減額となったのは、谷田小明線道路改良事業に伴う物件移転等補償において、令和６年度中に前金を支払ったことによるものです。

次に、「河川水路改修事業」については、生駒市流域関連公共下水道青山台１４０－２０号線・３０５－３号線・壺分町３２８号線工事に伴う既設雨水人孔の鉄蓋入替工事に係る費用及び南コミュニティセンターせせらぎ駐車場整備工事及び小瀬町地内排水管布設工事において、合わせて９２７万５７００円の繰越額としています。

続いて、「款 土木費」「項 都市計画費」「生駒山麓公園管理費」については、魅力向上施設再整備計画検討業務において、２４０１万３０００円の繰越額としています。

次に、「公園整備事業」については、公園施設長寿命化事業として南山手台みはらし公園遊具更新工事、東菜畑第２公園遊具更新工事、生駒山麓公園園内灯更新工事、また、青山台第１緑地側溝設置工事及びひかりが丘ふれあい公園管理事務所改修工事において、合わせて３６９６万６０００円の繰越額としています。

なお、繰越明許費が当初３７５６万円に対して減額となったのは、ひかりが丘ふれあい公園管理事務所改修工事において、令和６年度中に一部完了し支払いを行ったことによるものです。

【都市整備部】

「款 総務費」「項 総務管理費」「事業名 経営事務費」で、セイセイビル1階2階改修工事に伴う設計委託料として、1223万1000円の繰越明許費の承認がされており、繰越額が同額となったことを報告します。

次に、「款 土木費」「項 都市計画費」において、学研北生駒駅中心地区まちづくり委託料として「まちづくり推進事業」1940万円の繰越明許費の承認がされており、繰越額が1847万3400円となりました。

また、学研高山地区第2工区のまちづくり委託料として、「北部地域整備促進事業」3500万円の繰越明許費の承認がされており、繰越額が同額となったことを報告します。

【消防本部】

「款 消防費」「項 消防費」「事業名 常備消防経費」については、3月議会で予算の繰越明許の承認をされた、消防通信指令事務協議会負担金として、奈良市・生駒市消防指令センターの男性用浴室を改修する事業で、工事期間に遅れが生じ、令和6年度内での工事完了が困難となったことから、負担金のうち、浴室改修の工事施工に係る経費182万7000円を繰り越したものです。

工事施工に係る契約の履行期限を令和7年6月30日までとして、現在期限内での完了を目指して、工事を進めているところです。

【教育部】

「款 教育費」「項 小学校費」「事業名 小学校施設管理費」について、あすか野小学校体育館防水改修工事に於いて、工事実施時に追加工事が必要な箇所が判明したことで年度内完了が困難となったことから、繰越明許費と同額の1151万2000円を繰り越したものです。

次に、「項 中学校費」「事業名 中学校施設整備事業」については、上中学校長寿命化改修工事実施設計業務に於いて、追加で検討・調整が必要な箇所が判明したことで年度内完了が困難となったことから、3158万5000円を、また、令和6年12月議会補正予算で計上した学校屋内運動場空調設備整備工事の中学校分について、事業を前年度に前倒して開始したことから9億660万3000円を、以上の2事業の合計、繰越明許費と同額の9億3818万8000円を繰り越したものです。

次に、「項 幼稚園費」「事業名 幼稚園管理運営費」については、令和6年12月議会補正予算で計上した幼稚園バスの購入について、納品が今年9月となることから829万6000円を繰り越したものです。

【生涯学習部】

「款 教育費」「項 社会教育費」「生涯学習施設整備事業」については、南コミュニティセンターの空調設備更新工事設計業務及び駐車場整備工事と小瀬町地内排水管布設工事について、1605万7000円を繰り越したものです。

次に、「款 教育費」「項 社会教育費」「体育施設整備事業」については、むか
いやま公園体育施設バスケットゴール非構造部材及び照明器具ＬＥＤ化工事にお
いて、２５９１万７０００円を繰り越したものです。

最後に、「款 教育費」「項 保健体育費」「体育振興事務費」については、市内
小中学校における、学校施設開放事業の実施に伴う利便性や安全性の向上に向け
た屋内運動場入口扉への電子錠及び防犯カメラの設置について、２０２２万
６０００円を繰り越したものです。

いずれも、繰越明許費と同額の繰越しです。

報告第６号 令和６年度生駒市下水道事業会計予算繰越計算書

【建設部】

「款 資本的支出」「項 建設改良費」「事業名 新設改良事業」について、
生駒市流域関連公共下水道俵口町３０５－３号線、壱分町３２８号線、青山台
１４０－６号線、１４０－２０号線工事及び山田川浄化センター水処理棟前部等
耐震診断に係る技術支援業務に要する費用として、合わせて１億８４３０万円を
繰り越すものです

繰越理由について、工事では関係機関や地元との協議に不測の日数を要したこ
と、業務においては設計条件を変更したことによるものです。

議案第３７号 令和７年度生駒市一般会計補正予算（第１回）

【経営企画部】

歳出、款２総務費、項１総務管理費、目１１防災費、節１２委託料において、
全国瞬時警報システムＪアラートの次期受信機への移行に伴う整備費として、
５０６万円の増額補正を行うものです。

これは消防庁の通知に基づき、防災気象情報全体の体系整理により、細分化し
て情報を配信できるようにするため、令和７年度中に全国一律に対応が求められ
ているものです。

財源については、歳入、款２２市債、項１市債、目１総務債において、５００
万円の防災設備整備事業債を活用します。

【福祉部】

款３民生費、項１社会福祉費、目６介護保険費、節１８負担金補助及び交付金
において、今後、増加が見込まれる中重度の要介護者の在宅生活を支えるため、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備等に対する施設整備費用及び
備品購入費用への補助を行う予算として、２３６０万円の補正を行うものです。

財源については、款１６県支出金、項２県補助金、目２民生費県補助金、地域
医療介護総合確保基金補助金を活用します。

補助上限額は１施設２３６０万円で、補助率は１０／１０となっています。

なお、今回の補正予算は、過日、パブリックコメントを実施した、第９期介護
保険事業計画の変更手続きを踏まえ、計上するものです。

【建設部】

款6土木費、項5下水道費、目1下水道費については、埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没事故を受けて、国土交通省から下水道管路の全国特別重点調査の実施を要請されたことから、当該調査に係る費用の一部を一般会計から下水道事業会計へ繰り出すため、300万9000円の増額補正を行うものです。

なお、下水道事業会計において、収入として計上しています。

議案第38号 令和7年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

【子育て健康部】

今回の補正予算は、歳入歳出ともに、146万3000円を追加する補正を行い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億1470万4000円とするものです。

今回の補正は、令和8年度の子ども子育て支援金制度に係るシステム改修において、追加のシステムの改修等が必要となることによるものです。

歳出については、款1総務費、項1、総務管理費、目1一般管理費、節12委託料において、146万3000円を追加計上しています

財源としては、歳入、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目3子ども・子育て支援事業費補助金、節1子ども・子育て支援事業費補助金で、追加のシステム改修経費と同額の146万3000円を計上しています。

議案第39号 令和7年度生駒市下水道事業会計補正予算（第1回）

【建設部】

今回の補正予算は、一般会計補正予算で説明をした、下水道管路の全国特別重点調査の実施に係る所要の費用について、一般会計からの補助金と国庫補助金を財源とし、増額の補正をするものです。

調査対象としては、下水道事業計画に位置付けている平成6年度以前に設置された内径2メートル以上の下水道課所管の雨水管及び都市下水路であり、管路延長は約2キロメートルです。

第2条、収益的収入及び支出の予定額では、収入の第1款事業収益、第2項営業外収益17億1096万3000円に、一般会計補助金及び国庫補助金601万8000円を加えて、17億1698万1000円に、支出の第1款事業費、第1項営業費用22億1996万3000円に、同じく601万8000円を加えて、22億2598万1000円に改めるものです。

次に、第3条では、一般会計からの補助金に関する条文である第10条に今回の補正に要する経費に係る金額を加え、9億8384万4000円と定めるものです。

なお、今回の補正に関連して、「実施計画」、「予定キャッシュ・フロー計算書」、及び「予定貸借対照表」について、所要の修正を行いました。

議案第 40 号 生駒市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

【総務部】

印鑑登録証明の交付申請には、印鑑登録証の提示が必要ですが、印鑑登録証の提示に代えて個人番号カード（マイナンバーカード）の提示をもって申請を可能とするよう条例改正を行います。

また、印鑑登録証明の交付申請を、オンラインで申請できるよう条例改正を行います。

内容としては、第 15 条第 1 項に、印鑑登録証明の申請の際に、印鑑登録証を添えることを要しない場合として、①個人番号カードの提示により登録者本人であることの確認を受けた場合、②生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請した場合を規定します。

なお、電子情報処理組織を使用した申請とは、登録者本人が個人番号カードを使用してスマートフォンやパソコンからオンライン申請することで、窓口に出向くことなく印鑑登録証明が取得できるものです。

施行期日は、令和 7 年 7 月 1 日です。

議案第 41 号 生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 42 号 生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

【財務部】

この 2 議案については、令和 7 年 3 月 31 日に公布された「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」のうち、本年 3 月 31 日に専決処分により条例改正を行った残りの部分と、令和 5 年法律第 1 号及び、令和 6 年法律第 4 号の「地方税法等の一部を改正する法律」のうち、条例改正が未実施のものについて改正を行うものです。

改正内容について、まず、市税条例の一部を改正する条例に係る「1 公示送達」については、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合等に行う公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方公共団体の掲示場に掲示し、又は、公示事項をその地方公共団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行う等の改正を行うものです。

施行期日は、地方税法等の一部を改正する法律令和 5 年法律第 1 号附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日としています。

次に、「2 個人住民税」について、大学生年代の子等に関する特別控除の創設については、物価上昇局面における税負担の調整として、特定扶養控除に関して、控除対象となる所得割の納税義務者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の大学生年代の子等の所得要件を拡大すると共に、前年の合計所得金額が 58 万円超え 123 万円以下の大学生年代の子等を有する納税義務者について、前年の総所得金額から最高 45 万円の控除を受けることができ、一定の所得を超えた場

合についても親等が受けられる控除の額が段階的に逡減される「特定親族特別控除」の創設に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、これらの措置については、令和7年分所得に係る令和8年度分の個人住民税から適用されます。

施行期日は、令和8年1月1日としています。

次に、「3 市たばこ税」について、「加熱式たばこ」の課税方式の見直しについては、「加熱式たばこ」が、「紙巻きたばこ」よりも税負担水準が低い状況を踏まえ、現在、重量と価格によって「紙巻たばこ」の本数に換算している「加熱式たばこ」の課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって「紙巻きたばこ」1本に換算する課税標準の特例を追加するものです。

施行期日は、令和8年4月1日となっていますが、当該改正については、激変緩和等の観点から、令和8年4月1日と令和8年10月1日の2段階で実施されることとなります。

次に、「4 固定資産税」について、市町村が、都市再生整備計画の区域内に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）を設定し、その区域内において民間事業者等が、市町村の取組と併せて交流・滞在空間を創出する「一体型滞在快適性等向上事業」として、民地や建物低層部のオープンスペース化を行った場合、その部分に係る課税標準額を5年間、 $1/3$ ～ $2/3$ の範囲において市町村の条例で定める割合とする軽減措置を講じるもので、国が示す基準を参酌し、その割合を $1/2$ とする規定を新設するものです。

施行期日については、公布の日からとなります。

次に、都市計画税条例の一部を改正する条例についてですが、こちらについては、先程の市税条例「4 固定資産税」と内容は同じもので、都市計画税に関しても参酌基準どおり、課税標準の $1/2$ の割合とする規定を新設するものです。

施行期日についても、固定資産税と同様、公布の日となります。

議案第43号 生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について

【生涯学習部】

生涯学習施設6館の指定管理者制度による現行の管理期間が、令和7年度末終了することに伴い、令和8年度からの指定管理者募集に際して、対象施設に新たに生駒セイセイビル内生駒市コミュニティセンターを加えることから、条例の改正を行うものです。

平成24年度に、生涯学習施設に指定管理者制度を導入する際、生駒市コミュニティセンターは、複合施設である生駒セイセイビルの1区分であり、他の入所者と管理区分の区分けが困難であったことから、そのまま市の直営として管理運営を行ってきました。

近年、他の自治体において、複合施設への指定管理者導入事例もあり、それらを参考に、入所者の管理区分や役割の整理ができたことから、生駒市コミュニティセンターへの指定管理者制度の導入を行うものです。

条例の具体的な改正内容は、生駒市コミュニティセンターのみ市の直営であったため、市の収入である使用料としていたものを、他の施設同様に、利用料金の扱いとし、ホール利用時のリハーサルや団体控室等として運用していた地下リハーサル室に料金設定を行うものです。

施行日は、令和８年４月１日を予定しています。

議案第４４号 生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【消防本部】

今回の条例の一部改正は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」第１３条に掲げる必要な措置を実施するため、消防団員の処遇改善を捉えて、消防庁長官から「消防団員の報酬等の基準の策定について」が令和３年４月に通知され、「非常勤消防団員の報酬等の基準」が定められたことにより、この基準に基づいて、「生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の一部を改正するものです。

本市において、消防団員への報酬は年額報酬と、災害等で活動した際の出動報酬を支給しています。

今回の一部改正で、災害出動に係る出動報酬を国が示す基準と同額の日額８０００円、その他の出動報酬を日額４０００円とし、合わせて、年額報酬の支払いを年度３期に分けて支給していたものを年度１回とするものです。

今回の条例改正に当たっては、消防団幹部で構成する会議体において、令和６年１０月、令和７年２月に本主旨を説明した上で議論を重ね、了承を得ています。

本条例の施行日は、令和８年４月１日となります。

議案第４５号 市道路線の認定について

議案第４６号 市道路線の廃止について

【建設部】

市道路線の認定は、開発帰属によるものが１１件、また道路用地の寄附に伴う既存市道の再編成による廃止及び認定が１件です。

①「小明上線支線３号」、②「小明上線支線４号」を新たに認定するものです。

本路線は、国道１６８号「小明町」交差点の東側に位置する、小明町地内の道路です。

次に、③「中菜畑１丁目６号線」、④「中菜畑１丁目第１歩行者道」です。

本路線は、近鉄菜畑駅の北東に位置する、中菜畑１丁目地内の道路です。

次に、⑤「緑ヶ丘１２号線」、⑥「緑ヶ丘１３号線」、⑦「緑ヶ丘１４号線」、⑧「緑ヶ丘第２歩行者道」です。

本路線は、緑ヶ丘中学校の東側、国道１６８号の西側に位置する、緑ヶ丘地内の道路です。

次に、⑨「翠光台１７号線」です。

本路線は、壱分小学校の東側、きたやまスポーツ公園の南側に位置する、翠光

台地内の道路です。

次に、⑩「乙田線支線 18 号」、⑪「萩の台第 1 歩行者道」です。

本路線は、萩の台さつき公園の北側に位置する、萩の台地内の道路です。

以上、11 路線については、開発事業により整備され、都市計画法の規定により帰属された道路を認定するものです。

次に、①「久保滝寺公園線支線 6 号」を廃止し、⑫「久保滝寺公園線支線 6 号」を新たに認定するものです。

本路線は、生駒駅前自転車駐車場の西側に位置する北新町地内の道路で、道路用地の寄附に伴い、既存市道の再編成を行ったものです。

以上、12 路線の市道認定及び 1 路線の廃止について、道路法第 8 条第 2 項及び 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案説明書

【6月5日開催分】

令和7年6月定例会

令和 7 年生駒市議会第 4 回(6 月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和 7 年 6 月 5 日 (木) 午前 9 時 3 0 分

2 場 所 第 1 会議室

3 説明議案

議案第 48 号	財産の取得について
----------	-----------

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	恵比須幹夫
成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし	山下一哉
加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子	芦谷真治
森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子			

5 説明のため出席した者

消 防 長 金田和彦

議案第 48 号 財産の取得について

【消防本部】

この財産は、令和 7 年度予算として議決された、配備後 18 年が経過する消防署北分署配備の消防ポンプ自動車の更新を行うものです。

車両と積載備品を含む購入で、生駒市物品・委託業者の登録のある消防ポンプ自動車の販売を取扱う業者を対象に、予定価格 5533 万 1023 円で、令和 7 年 5 月 16 日に事後審査型条件付一般競争入札を実施しました。

入札の結果、4 者の応札があり、長野ポンプ株式会社大阪営業所と 5500 万円で、落札率は 99.4%でした。

納期については、令和 8 年 3 月末日までとし、3 月中に現在の車両から業務無線機や出動指令を受ける端末装置などを移設し、車両操作訓練を実施した後、運用開始を予定しています。

なお、今回購入の車両については、「緊急防災・減災事業債」を活用して更新します。

議 案 説 明 書

【 6 月 9 日 開 催 分 】

令 和 7 年 6 月 定 例 会

令和 7 年生駒市議会第 4 回（6 月）定例会 議案説明会

1 日 時 令和 7 年 6 月 9 日（月） 午前 9 時 3 0 分

2 場 所 第 1 会議室

3 説明議案

議案第 48 号	生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その 1）請負契約の締結について
議案第 49 号	生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その 2）請負契約の締結について

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	恵比須幹夫
成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし	山下一哉
加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子	芦谷真治
森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子			

5 説明のため出席した者

教 育 部 長 松田悟

議案第 4 9 号 生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その 1）請負契約の締結について

議案第 5 0 号 生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その 2）請負契約の締結について

【教育部】

議案第 4 9 号、生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その 1）請負契約の締結について、本案については、市内小学校の屋内運動場において、空調設備が整備されておらず、水と電気で稼働する冷風機を設置してはいるものの、屋内運動場全体の温度を下げるには性能が不十分な状態です。屋内運動場は学校生活において使用頻度が高く、夏場に熱中症など体調不良を引き起こす可能性があり、緊急性が高く、また、災害時に避難所として利用することから空調設備の整備を行うものです。

本契約に基づき整備する学校は、鹿ノ台小学校、真弓小学校、あすか野小学校、生駒台小学校、俵口小学校の 5 校です。入札に当たっては、工種を管工事とし、事後審査型条件付一般競争入札として、5 月 2 8 日に入札を行いました。その結果 2 者の入札があり、柳生設備株式会社が税込み 3 億 5, 5 3 0 万円で落札し、その後審査の結果、5 月 2 9 日に落札業者を決定し、工期を契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日までとして仮契約を締結したものです。

なお、落札率は 8 1. 4 0 % でした。

議案第 5 0 号、生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その 2）請負契約の締結について、本案の概要は、議案第 4 9 号と同様です。本契約に基づき整備する学校は、桜ヶ丘小学校、生駒小学校、生駒東小学校、壺分小学校、生駒南第二小学校の 5 校です。入札に当たっては、工種を管工事とし、事後審査型条件付一般競争入札として、5 月 2 8 日に入札を行いました。その結果 2 者の入札があり、こちらも柳生設備株式会社が税込み 3 億 8, 8 3 0 万円で落札し、その後審査の結果、5 月 2 9 日に落札業者を決定し、工期を契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日までとして仮契約を締結したものです。

なお、落札率は 8 6. 1 5 % でした。